

終連載內第一三六號

文選
卷五
終運
大中
五
佐
部

昭和二十六年（火）

主 墓任課
請係各部

卷之三

聯合國高司令部蒙帝國政府宛覺書 A G 三、七〇〇五 (4) G
一九四六年三月十六日附 (S C A P I N 1 八二二)

太平洋陸軍司令長官

東南亞和亞洲合國最高司令官

ソビエット軍司令官（但シ過當ナル協定書告

日本、中國、臺灣、朝鮮及琉球ニ居住シ日本ニ移サレシモノ、
本覺書附屬八ニ列舉セル諸覺書ニ含マレタル既往ノ指令ハ本指

命令ヨリ代達セラル但シ一九四六年二月十七日附覺書五〇五

三〇〇（S.O.A.P. I N 1 七四六）件名「朝鮮人、中國人、臺灣人及琉球人ノ登録ニ歸スル件」ハ指令ニ依ル實行ノ完了サレル迄有效ガルコトニ注意スヘシ

二、將來可能ノ限り、上記第一項ニ列擧セル地域ヘノ又ハソノ地域カラノ引揚ニ歸スル一概的指令ハ總テ本覺書ノ追加乃至修正ノ式ニテ日本政府ニ送セラルヘシ

四、日本政府ハ木第八軍司令官ノ統督ノ下ニ本覺書所屬ニ含マルル指揮ヲ實行スヘシ

前編

附屬第一 舊日本軍占領地ノ日本人引揚及日本ヨリノ非日本人

引揚ニ就スル一渡方針

引揚者處理ノ爲メノ支入事務所

日本ヨリノ及日本ヘノ引揚

結果及輸送

貢源及輸送直

通貨證券及他ノ證書及財產

難難

採用スベキ證書

本覺書

附屬一

「舊日本軍占領地域ノ日本人引揚及日本ヨリノ非日本人引揚三種
スル一括方針」

舊日本軍占領地域ノ日本人引揚及日本ヨリノ非日本人引揚人差記
方針ニヨルベシ

日本海軍艦艇及商船ハ遠大限ニ

利居スベシ

二、日本海軍艦艇起反商船ニシテ三トシテ旅客輸送ニ充テラレ内海
又ハ沿岸輸送ニ要求セラレ店ラザモノハ日本八ノ引揚用ニ利
用セラルベシ

三、引揚人良ハ船舶ノ主安貢物ノ輸送力カ前項セラレザル候度ニ於
テノミ實物船ニテ輸送セラルベシ

引揚者ハ計画セラレタル引揚港（諸國ニ第二項五参照）ニノミ
尚クラレタル實物船ニテ輸送セラルベシ

四、日本政府ハ引揚ニ接合セラル日本船ニ實際上可能ナル或大張
ニ運航・配船・極度被込又補給ラナスベシ

緊急ノ場合航行費及修繕料ハ當該船舶ノ船長ノ署名
アル支額證ニヨリ不區區海軍又ハ外國政府ヨリ其
等セラルベシ

五、日本陸海軍八ノ移動ニ第一段元ノ民間八ノ移動ニ第二段先ラ贈
與スベシ

但シ、其ノ支配下ノ地主ノ適當ナム機會指揮官万必委ト認メダ
ル時ハ例外アルベシ

六、日本八ノ引揚計畫ニヨル日本ハ又ハ日本ヨリノ引揚人及び肯定ノ

場合、柳台車、或高司令官ニ依リ、許可セラル可キ人員ニ限り、引揚
ニテ輸送セラルベシ。
本國屬反平賀書中ニ使用セラレタル「非日本人」ナル語ハ中國
人、臺灣人、華人及琉球人ノミラ言ム。
七、其ノ本國ニ既ニ歸還セル非日本人ハ柳台車、或高司令官ノ許可無
キ候リ、商業交渉力可能トナル迄日本ハノ歸還ハ許可セラレザル
ベシ。

八、總テノ日本人ハ日本本土ハノ歸還前ニ武装解隊セラルベシ。
九、太平洋上車總司令官及太平洋方面司令長官、該地域ヨリノ日本
人ノ引揚ニ端シテハ本司令部ニ於テ各地域ニ付引揚用ニ充當ス
ベキ使居船舶ノ百分比率ヲ指示スベシ。
十、柳台車或高司令官ハ本賀書、且記載ノ各司令官、該地域ヨリ引
揚クベキ日本人ノ日本ハノ輸送及日本ハノ支入ニ端シ之ヲ言明
シ必妥ナル旨直ラ為スベシ。

附屬 第二

引揚者受入ニ關スル

日本内地受入事務所ノ件

A、給與、税關、運輸、檢診、領受、復員ニ端シ、日本政府ノ
關係機関ト協力シ且第八軍司令部ト連絡スル爲、單一ナル中、
央機関ヲ設立スハシ

B、左記目的ノ爲ニ指定港（第二項参照）ニ受入事務所ヲ設立
業務執行スハシ

C、海外ヨリ日本本土ニ輸送セル日本人引揚者ノ受入處理世
話及収納ノ爲

D、附屬第三ニ略述セル非日本人人集結處理保護乘船ノ爲
意ト連絡スル爲各受入事務所ニ責任アル聯合軍地方官
セシムハシ

E、受入事務所（場所、性質、受入能力一
受入事務所ハ下記ノ通り日本政府ニヨリテ設置セラルベク且
之等事務所ノミカ引揚ノ爲ニ使用セラルベシ

入港引揚者

(第一項B)

(第一項B)

出港引揚者

別府唐鹿兒島津浦佐門舞仙下田佐世保崎瀬貢通引揚者ハ城道輶送不可能ナル時八本州ニ海上輶送セシム右國似島・大竹子品ラ含ム
端海サレル迄中繼地亞トシテ他ノ支入事務所ヘ交ハセ

入事務所カラ一移動スル引揚者ヲ宿泊セシメ、又ハ處理スル地區ト
シテ使用サンベシ

B 施 設

上記員數ノ引揚者ノ支入處理及収容ノ爲指定期間ニ適切ナル施
設ヲ爲スコト施設ニハ業務執行診察檢疫所、檢疫病院ニ必要ナル
場所ト共ニ食料、衣服、醫療品ニ何必要ナル貯藏場所ヲモ含ム
ベシ

厚生省ハ其等施設ニ必要ナル場所ノ指定ニ關シ第八軍司令官ト
協議スベシ

C 資 源措置

上記指定港ニ設置セラレタル適切ナル檢診・檢疫所ハ附屬第五

ニ指令セラレタル設置ニ順應シ活動スベシ
三、各大入事務所ノ設立構成及運営ハ支入事務所所在ノ地域ヲ管轄ス
ル本司令官ニ依リ監督セラルベシ

附屬第三 「日本ハ又ハ日本カラノ引揚ノ件」

第一部 第一 般計量

一、A 現在行ハレ居ル日本ハノ又ハ日本カラノ引揚ヲ規定スル下述ノ計量六聯合軍、最高司令官ヨリ別途指令ナキ限り繼續セラルモノトス。

倉本計量ハ支入事務所ノ使用並ニ同事務所由シテ可動ノ船舶及鐵道輸送ニ適合セル數量ノ引揚者ノ由入ヲ包括スルモノトス。

二、左記ノ支入事務所ハ日本ラ離レル時日本人引揚者處理ノ爲ニ使用セラルベシ。

別一、汎華南及海南居住中國人ノ處理ラ主トス
博多及舞鶴朝鮮人及華中居住ノ中國人ノ處理ラ主トス

國館朝鮮人處理ラ主トス

鹿児島琉球人處理ラ主トス

佐世保朝鮮人及華北居住ノ中國人處理ラ主トス

奥地臺灣人處理ラ主トス

崎朝鮮人及華北居住中國人處理ラ主トス

三、日本國厚生省六

五、諸官廳下助議シ所屬第二項 A 記載ノ受入能力ニ應シ上
掲第二項記載ノ各支入事務所ヲ由來申ル限リ國外向引物者ニ
テ充當セシムル如ク處置スルヘシ

五

・ 捷候サレタル船運械衣ラ詳細ニ備討シ次ノ二件ラ確實ニ
實行スル如ク適切ナル處置ヲ諒スヘシ

六

・ 支入事務所刀灘難セサルゴトク、其處に於ケル事務所ニ
仁廟島、臺灣、琉球、諺港ニ同タ出港スルリカガハ兵等攻城

七

・ 向引物者ニテ出來得ル張り力一杯ニ充満セシムルゴトク、
移動セシムルハシ必娶ナガル輸送ガ最權公ヘシ

八

・ 本艦ニ歸還ラ欲スル非日本大兵軍計造定ニ致リ由寄ラ第
セラニシセテハ現往ニ足着セシムル類ク御傳スヘシ

九

・ 日本國商船、海軍艦艇及哥本人共人共基ナ十隻ベテモ一隻
B 有リ次第800人ヨリヨリ

五 日本帝國政府ハ受入事務所施設ヲ恒久的住居ニ使用スルコトヲ
禁止スハシ

六 非日本人引揚者ノ輸送列車ニハ護衛兵乗車ス

A 地方米軍官憲ハ非日本人引揚者ヲ受入事務所ニ輸送スベキ

全オノ特別輸送列車ニ米軍護衛兵ヲ乗車セシムベク指令セラ

レ后リ米軍護衛兵ハ非日本人引揚者一車輛ニ付二名トス

B 日本帝國政府ハ其ノ地方官憲ニ對シ次ノ如ク指令スベシ

(1) 地方米軍官憲ニ對シ非日本人引揚者ヲ受入事務所ニ輸送ス

ベキ特別輸送列車ニ米軍護衛兵ノ乗車方ヲ要請スルコト

右要請ニハ左記情報ヲ含ムモノトス

(A) 輸送サルベキ非日本人引揚者ノ員數

(B) 非日本人引揚者ヲ輸送スベキ特別輸送列車ノ車輛數

(C) 列車運行計畫、行路及到着地

(D) 要請提出ニ當リテハ地方米軍ニ於テ指令命令反護衛兵乗車

(E) 充分ナル餘裕時アル如ク提出スルコト

自 公務ニ旅セル仰ノ聯合國軍ニ必要ナル車輛ヲ使用スルコト
ナクシテ可能ナル限り米軍護衛兵用ニ過當ナル寢臺車又ハ

一等車ラ全行者ラ通ジ用意スルコト

例外的場合トシテ此等ノ便宣達供不可能ナル時ハ代リトシ

テ二等車ラ徒供スベシ、客車ハ清潔ナルモノタタル事ラ要ス

(四)列車運行變更ニシテハ速力ニ適當ナル地方本車官憲ニ完

全ニシテ正確ナル情報ヲ提出スルコト

(五)日本帝國政府ハ眞ノ地方官憲ニ對シ次ノ如ク指令スベシ

トヨタニセントスル非日本人引場者ラ乗車前ニ「グループ」ニ

分チ逃拔セラレタル指揮者ノ下ニ方ケイコト

(六)「グループ」乗車下車ハ秩序上シクスルコト

(七)歸國セントスル非日本入引場者ハ始前ニ之ラ「グループ」

ニ分ナ逃抜セラレタル指揮者ノ下ニオクコト

(八)兵等「グループ」ニ封シ守ラルハ于船内規定及生活規ラ

(九)「グループ」ノ乗船ハ秩序上シクスルコト

B

（四）聯合國軍乗組ノ船舶ノ船長ニ對シテハ各「グルーブ」ノ人
員及指揮者ノ「リスト」ヲ提供スルコト
（五）日本地方官憲ハ引揚者力日本ニ在ル間及日本人乗組ノ船舶
内ニアル間可能ナルスペテハ適法措置ヲ利用シテ其ノ取扱ヲ
ナスベシ

第二部 朝鮮人引揚

左記計量ハ朝鮮人引揚ニ關シ規定ス

丸船
船

A

(一) 日本 - 朝鮮折返航海ニ使用ノ短距離用日本引揚船ハ左記百分
率ニヨル如ク再配置セラタベシ

博多 - 二五%

仙崎 - 四五%

舞鶴 - 一五%

函館 - 一五%

(二) 船客搭載能力ノ實數ニ關スル情報ハ隨時 S.G.A.J.A.P ヨリ得

ラルベシ

B

(一) 日本 - 朝鮮 - 中國折返航海

(二) 華北諸港向ノ船舶ノ空席ハ朝鮮ニテ下船スベキ朝鮮人ニテ滿
タサルベシ

(三) 上海博多間折返航ノ日本船舶ハ釜山ニテ下船スベキ朝鮮人
ヲ博多土於チ乗船セジムルモ可ナリ

十二、朝鮮人囚人ノ引揚

A、日本帝國政府ハ朝鮮人囚人ヲ其ノ刑期ガ滿了シ正當ニ釋放サ
ルル迄歸還セシムヘカラス

右ハ刑ノ判決ヲ取消シ又ハ輕減スル日本帝國政府ノ權限ヲ妨ク
ルモノト解セラルハカラス

B、上述事項ハ一九四六年二月十九日附聯合軍最高司令部發覺書

AGO一五

L.S.(SCAPIN)一七五一件名(朝鮮人及其ノ他若干國民
ニ該セラレタル判決文ノ覆審)ノ規定ニ從フモノトス

第三部　臺灣人ノ引揚

十三、左記計臺ハ臺灣人引揚ニ關シ規定ス

十四船　船

A、比島向船舶又ハ聯合國最高司令官、東南亞細亞司令官又ヘ潔洲陸軍ノ管轄スル地域向ノ船舶ノ餘席ハ臺灣ニテ下船スベキ臺灣人ニテ滿タサルベシ（上掲第四項B参照）

十五　B、第五部参照

シ　十五日本ヨリ引揚ント欲スル臺灣人ハ左記港ヲ通シテ引揚ケラルヘ

A、吳ヨリ日本船舶及日本人乗組船舶ニ依リ

B、聯合軍最高司令官ニ依リ指定セラレタル他ノ諸港ヨリヘ上掲

第十四項 A 參照

第四部 琉球ヨリ又ハ琉球ハノ引揚

十六 左記計釐ハ日本ヨリ真ノ本島ニ引揚ゲントスル琉球人及琉球

ヨリ日本ニ引揚ゲントスル日本人ノ引揚ニ輔シ規定ス

十七 琉球人ノ日本ヨリノ引揚

A、現在日本ニ在リテ琉球諸島ヘ沖繩本島ヲ際ク一ヘノ歸還ヲ

欲スル琉球人ハ直チニ引揚ゲシムベシ

B、鹿児島ト宮古、石垣、奄美諸島間ヲ日本船ガ往復運航スル
如ク計畫セラレアリ

C、奄美、喜界、竹崎列島、徳之島、與論島、沖之永長郡島

カラノ引揚者ハ奄美大島ニ送還セラルベシ

D、八重山列島カラノ引揚者ハ石垣島ニ送還セラルベシ

E、沖繩本島人ラ除ク琉球人ハ鹿児島ヨリ出帆スベシ

(一) 鹿児島ニ於ケル「ホート、ディレクター」ハ鹿児島一基陸
折返観覧船ヲ宮古、奄美、石垣ニ寄港セシメ其等ノ諸島及
徳之島ニ同フ琉球人ヲ鹿児島ヨリ積込ムノ權限ヲ附與セラ
レアリ

D、軍事上ノ必要ヨリ沖繩本島ハノ引揚ハ禁止セラレ居リ西島人

ノ引揚ノ可能性ハ自下検討中ナリ。

(一) 船舶就航状況考査ノ上、上掲第十七項Bノ規定ニ應ジ琉球

人、又鹿児島ニ到着地別ニ集結セシムベシ。

(二) 琉球避難民ニシテ、窮乏セル者ニ通シ適切ナル食糧、休養所、

醫療、等具及衣服ヲ供給スベシ。

(三) 琉球ヨリノ日本人ノ引揚

一九四六年七月一日迄ハ琉球ヨリノ日本人ノ引揚ハ行ハレス

十九、眞ニ琉球諸島ノ住民タリシ日本人ノミ真等ノ諸島ニ同ケ引揚
ゲラルベシ。

第五部 中國へ又ハ中國ヨリノ引揚

二六 左記計畫ハ日本ヨリ中國ニ引揚クル日本人、及中國ヨリ日本ニ引揚クル日本人ノ引揚ニ關シ規定ス

二七、中國ヨリノ日本人ノ引揚（臺灣及北部節弔ヲ含ム）
A、現在中國ト日本間折返航航中ノ日本引揚船ノ「スペイズ」
（概メ一八〇〇隻）ノ割當ハ變更セス

B、先ニ中國ト日本間折返航海ニ割當ラレ居リタル米人乗組ノ
「ル・B・T」ハ歸還輸送任務ヨリ撤收セラレタリ

C、日本入船員乗組ノ八五隻ノ「ル・B・T」及一〇〇隻ノ「
リバティ」船ハ概メ左記ノ始ク一九四六年一月二十九日ヨリ
一九四六年三月三十日ニ至ル間ニ中國ト日本間折返航海ニ割
當テナルヘシ

島始月日 「ル・T」ノ數 「リバティ」船數

三月十日以前 五五

五六

三月十七日 一四

一六

一三

三月二十四日

八五〇

一〇〇

二十三日平ヨリノ中國人、臺灣人ノ引揚

一八

五、臺灣人ハ夫及婦合車數萬司令官ニ載リ指定セラレタル

八五

B、香港ヨリ直航セシメラル

一〇〇

(一)中國人ハ夫ノ婦港ヨリ出港セシメラル
①華北居住ノ中國人ハ伍世傑及信嶺
②華中居住ノ中國人ハ博多、及舞鶴

一一八

③華南及海南居住ノ中國人ハ別府

四、臺灣人ハ夫及婦合車數萬司令官ニ載リ指定セラレタル

一一八

附屬第四

「補給及輸送ニ關スル件」

A 引揚者ニ對スル食糧、衣糧、其ノ他ノ補給ニ關シ左ノ如ク定ム
且充分ナル食糧、無害ノ飲料水、衣類及醫藥品ヲ引揚輸送品及受
入事務所滯留中引揚者ニ支給ノコト

若シ受入事務所輸送中列車ガ遲延セル場合ニハ再補給ヲナスヘ
シ

B 日本人ヲ乗組員トスル引揚船ガ本國內ノ指定港（附屬第二五項）
ヲ出發スル際受入事務所ハ充分ナル食糧、新鮮安全ナル飲料水、
醫藥品、衣類其ノ他乗組員及引揚者ニ必要ナル物資ヲ往路及歸
路日數ヨリ各々ノ一日分ノ餘猶ヲ以テ準備スペシ、但シ左ノ場
合ヲ除ク

(1) 日本人ヲ乗組員トスル日臺間定期船ニ對スル補給ハ現在臺灣
ニアル日本側物資ヨリ充當スルモノトス

(2) 臺灣ヨリノ日本人引揚者ニ對スル衣類補給ハ現在臺灣ニアル
日本陸軍ノ貯藏品ヨリ充當スルモノトス

C 日本厚生省ハ米國人ヲ乗組員トスルSTニテ送還セラルル總
テノ非日本人送還者ニ對シ諸理濟ミノ一日分及航海日數ニ加フ

ルニ一日ノ餘猶ヲ見テ未調理米ヲ準備スルコト、食糧ハ美味ナ

ルヲ要ス

D 受入事務所ハ日本國內ノ指定港ヲ出發シ送還者ヲ搭載日本へ歸
ヘル米國引揚船ニ對シ充分ナル食糧、醫藥品、毛布其他往路及
歸路ニ必要ナル物資ヲ準備スペシ、日本本國ノ氣候ガ寒氣ニア
ル固ハ溫暖ナル地方ヨリ日本ヘ引揚ケル者ノ爲ニ日本政府ハ充
分ナル温イ衣類ヲ引揚船ニ積込ムベシ

E 引揚者ニ對スル補給並ニ施設ニ要シタル費用ハ日本政府ノ負擔
トス

F 日本人引揚者ノ日本ニ於ケル米軍裝品ノ保持

(1) 日本人引揚者ニ對シ米國當局ヨリ支給セラレタル米軍衣及軍
裝品ヲ最大限ニ利用スベク日本政府ハ左記ノ處置ヲトルベシ
(A) 引揚者ガ受入事務所ヲ通過スル際引揚者ノ所持スル米軍軍

衣及軍裝品ハ總テ之ヲ撤收スベシ

(B) 右引揚者ニ對シ必要ナル場合ハ日本ノ衣類及攜帶品ヲ支給
スベシ

(C) 前記ノE(1)(A)項ノ指示ニ從ヒ徵收セラレタル米軍軍衣及軍
裝品ハ左記ニ從ヒ救恤ノ目的ノ爲ニ日本政府ニ於テ使用シ

得ベシ

1. 總テノ衣類又ハ織物類ハ支給三先立チシ得ル様ナ色

彩ニ染色スベシ

2. 軍、水筒等ヲ變色シ得ザル物品ハ總テ聯合軍最高司令部

ハ許可ゼル方法ヲ以テ記號又ハ焼却ヲ施スベシ

3. 右變色及標識ヲ施サザル場合ノ前記物品ハ聯合國當局ニ

ヨリ沒收セラルベシ

(2) 日本政府ハ毎月末日ニ其ノ月中ニ變色及標識ヲ施シ因縫者ニ
再支給セル米童衣類及携帶品各項目ヲ數量ヲ聯合軍最高司令
部ニ報告スベシ

G. 受入事務所ニ對スル食糧及衣類等ノ給與品ハ日本ノ全縣ニ比例
的ニ賦課スベシ

2. 輸送

A. 歸國後ハ輸送ハ引揚者ニ對シ無賞ニテ行ハルヘキモノトス

B. 日本ノ引揚計画ニ基キ受入事務所ニ移動スル正當ナル引揚者ニ

對シテハ鐵道輸送ハ無賃トス 本件ハ一九四五年十一月十五日ニ
逆及スルモノトスハ既ニ支拂ハシタル兼草貨ノ拂戻ハ次ノ規定
ニ從フ

(1) 拂戾ヲナス場合ハ各個人ニ對シナルベシ、但シ適當ナル權限ノ下ニ右個人ノ代理人トシテ行動スペキ法的證據ヲ有スル團体ハコハ限リニ非ス

(2) 日本人ニ非ザル運傭人ノ爲ニ支拂ハレタル乗車賃ノ雇主ヘノ拂戾ノ問題ハ日本政府ト當該雇主間ニ於テ解決スペキ問題ナリ

C 船舶及列車ハ清潔ヲ保チ且適當ナル衛生施設ヲ施スペシ
D 日本人ニヨリ運航セラレタル引揚船ハ適當ナル消防設備+救師筏ハ準備ヲ爲スベシ

E 引揚船乗組ノ米國警備員ノ使用船室ハ清潔ニ保チ最上ノモノト
ナスベシ適當ナル衛生設備ヲ施スペシ

3. 外國港ニ於テ引揚船ニ支給スペキ非常用給與船
ム日本外ノ港ニ就設中ノ日本人ヲ乘組員+スル船舶ニ對シ支給セラルル必其品ニ對シ受領證ヲ受領スペク此等港ノ各省官憲ニ對シ手配中ナリ

臺灣ニ於テハ日本陸軍貯藏品ヨリ補給ヲ受ケタル場合ハ受取證ノ發行ヲ必要トセス(前記メB(1)及(2)項參照)

B 日本人ヲ乗組員トスル引揚船ノ船長ニ對シ日本外ニ於テ受ケタル給與品ノ數量及種類車及軍隊ノ使途ニ充當セラレルカ又ハ一般邦人ノ使途ニ充當セラレタルカラ附記スベシ

C 日本政府ハ日本人ヲ乗組員トスル總テノ引揚船ニ對シ日本ニ於テ入手シ得ル最大限ノ燃料・飲料水及食料ヲ準ビスペシ從テ日本人人ヲ乗組員トスル海外ノ港ニ於テハ其ノ豫定航海ニ必要ナル最少限ノ補給ヲ受クベシ

他ノ醫藥品補給

久 附屬第五第三章ヲ參照スペシ

附屬マ 第五

醫術及衛生ニ就スル處置

厚生省ハ今後日本ヨリ又ハ日本ニ歸還スル總テノ日本人ノ引揚ニ就シテ最も限度左ノ通醫術及衛生處置ヲナスベシ。

且

(1) 武ノ蔓延防止、隔離ラ要スル患者及其ノ容疑者（「コレラ」

「ペスト」、天然痘、梅毒「チフス」、黃熱病、麻病、炭疽

狂熱、又ハ接觸ニヨリ傳染スル傳染病等防止ノ爲身体検査

ヲナスハシ

(2) 入院及適當ナル隔離ラ行ヒ傳染病患者及其ノ容疑者ニ對シ

テハ其ノ傳染可能性アル患者ニ就シタルモノニ就シテハ其ノ疾

引揚船又ハ列車輸送ハ之ヲ禁ズベシ

(3) 傳染ノ可能性アル患者ニ就シタルモノニ就シテハ其ノ疾

病ノ潜伏期間中經績スベキ期間ハ疾病者トノ接觸アリタル

以後ノ日ヨリ起算ス潜伏期間左ノ通り

天然痘十四日、發疹「チフス」十二日、「ペスト」六日黃熱

病六日、「コレラ」五日

五 危険シ考観シテ前記(3)ニ既記セラレタル疾病等セル船

船ニヨル引揚者ニ對シテハ一定地點ニ開離シ並脱ラナス

ト共ニ引揚地ノ當該官憲ニ通告スル等過言ナル手帳ラ等
スベシ

(4)

伴太、千島列島、「ソ」岬、珊瑚、朝鮮、中國、及真ノ島
先在候「チアス」乗生シ后ル地方ヨリノ引揚者風ラ保持
スル者及前記船方ヨリノ引揚者ト接觸ラ保ナタル者ニ對シ
テハ柳谷義政高司管部ニヨリ認メラレタル清潔ラナスベシ
（由來特レバヨリ望ノ如キモハ）消毒ハ總テノ衣類荷物ノ

(5)

種痘反在別下記ノ種痘反在別ラ行フベシ

種痘ハ一年以内ニ纏痘ラ又ケザル總テノ送還者及歸還
者ニ對シテナスベシ
「チアス」在別ハ「アジア」大連ラ旅行スル送還者並
シテナスベシ

15

船ニヨル引揚者ニ對シテハ一定地區ニ隔離シ監視ヲナス
ト共ニ引揚地ノ

- (4) 「ベスト」傳染防止、補助別墅系トシテ船舶ノ清上碇泊
埠頭蒸留防止鼠ノ營救及消毒（出來得レパリD.T.、如キモ
ノ一ヲ爲スベシ、此等ハ總テノ人員及其ノ所持品、或ノ集
扁トナル可能性アル船ノ各部分ニ對シ行ハルベシ
- (5) 兵備聯合軍司令部ニヨリ適當ト認メラレタル病源防止策ヲ
各船舶ニ對テ行フベシ例ハバ妥全且充分ナル飲料水ノ供給
屋芥ノ適當ナル處置及上陸船ニ於ケル船舶ノ清掃等
又入港ニ於テ行フベキ處置左ノ如シ
- (1) 痢ノ蔓延防止對疾氣續行シ向時ニ備添セル滅ノ施エサル解
剖ヲ爲シ、モシ「ベスト」諸ラ有スル滅ラ密免セル場合ニ
ハ受入港城管ノ聯合軍當局並ヒニ日本側端該官意ニ速カニ
通告スベシ
- (2) 緊急ノ蒸氣消毒及其他蔓延防止消毒ヲ乘船有収其何物ニ應
行セル場合ニハ必要ナル總テノ處置ラ完了セル旨ノ一般的
證明書ヲ乘放名簿ニ添附ヘシ、右ノ處置ヲ省略アル場合
ニハ兵備ノ言ヲ證明書ニ明記スベシ
- (3) 航空機載ハ原則トシテ之ヲ載商行スベシ、但シ引揚者ガ多
候得候シ若ル場合ハ例外トス

(4) 厚生省ハ特ニ引揚者ノ元氣せせん故り通常且ツ可駆ナル範
圍、港湾衛生言症対策トシ特ニ内養育未病ニ歸スル撫養ハ

D. 初回、事過富ナル方法ヲ採ルベシ
引揚船未組日本入船員ニ對シ前記△(3)ニ據ケラレタル疾病
ニ對スル豫防注射及種痘ヲ行フベシ、豫防注射及種痘ハ其ノ
施行日ヨリ左記ノ期間ノ經過スルトキ無效トナルモノトス

天然痘一年、妥診「チブス」六ヶ月、「コレラ」四ヶ月

熱病五ヶ月、「ベスト」三ヶ月

E. 日本政府ハ日本人ニヨリ遠航セラレ居船ノ船長ニ對シ

船長ハモシ航海中前記△(3)ニ據ゲタル疾病豫生セルコト又
氣管炎期間中同船セル乘船者ニ對スル報告ヲ入港埠ノ當該
意ニ報告スベシ、右ノ報告ハ特別ナル傳染病、例ハバ肺失患
等早急ナル入院等ヲ要セサル疾病ニ對シテモ亦行ハルベシ

F. 病患者ハ之ヲ送還セサルベシ

二、日本入港時ラ各引揚船ニ乗船セシムベシ

三、日本入港時ラ運航セラレ居ル「リバティ」運船船及上座用
舟艇ハ支那ヨリノ引揚日本入輸送船トシテ病院船ヲ計キ支那

側官意ニヨリ現在支那ニアル日本人、商船ヲ前記各船ノニ乗船
セシムルコトドナリ附シテ之等商船ハ引揚船ニ恒久的在務ニ

スハキモナリ

B、日本政府ハ前記ニ五ニ記サレガ元モラキ日本人ニ空リ
達成セラレ店ルア場船ニハ左記ノ如平商船ヲ當時乘船セシム

ベコト

(1) 日以内ノ沈没ヲ爲ス沈船三枚有譲其二名
(2) 一日以上ノ沈没ニハ監視一名看護其一

日本政府ハヨリ上記二ヨリ監視ノ未滿セシムベキ船舶名
反沈海兩報ヲ入手スベシ

三、日本政府ハ日本反支那各引揚港ニ對シ種類違反在航ニ必娶ナル
禁制及該備ヲ為ズベシ

聯合軍最高司令部ハ支那ニ於テ必娶ナル之等艦艇ノ量及種類
ニシシ必娶ナル指示ノ與ナハシト

右シ日本政府ニシテ必娶ナル量及種類在航ラバ（セサル）
ニハ其ノ上ノ種類を以て軍車或高凡令部ニ通告スハキモナリ

通事官等ハ其ニ於テ該備ノ量及種類を以て軍車或高凡令部ニ
通告スハキモナリ

附屬第六通貨有價證券其ノ種類及所持品

一、厚生省ハ日本ニ引揚ケタル邦人並ニ故郷ニ引揚クル中國人、臺

湾人、朝鮮人及琉球人ニ對シ左ノ通ノ手續ヲ取ルベシ

二、日本帝國政府ハ日本ニ引揚ケタル邦人ニ對シテハ

三、左記ノ通貨及日本政府公債ノ持込ヲ許可スベシ

四、日銀券及B號表示補助通貨、但シ右ノ金額ヲ越ユルヲ得

ス

(一) 将校

五〇〇圓

(二) 下士官兵

二〇〇圓

(三) 一般人(車屬ラ吉ム)

一〇〇圓

(四) 記旦ノ以内ノ金額ニ武リ現金ニ代ルベキ日本圓表示

二、現金頂リ證ニシテ北支乘船客復員司官ノ發給セルモノノ

三、前記Aノ以内ノ金額ニ限リ日銀券又ハ現金頂リ證ニ代ル

四、ベキ日本圓表示日本政府公債

B、日銀券、現金頂リ證反日本政府公債ハ引揚者全部ガ持歸リ

五、荷物モ浮島ハ石ノ外浮處トシテ押送中持タル報酬ニ依富スル

六、金額ヲ持タルコトヲ特

、無銀券、金券及現金預り、一對一ノ時ラ以テ
兌換スベシ石兌換汽船ノ通貿及現金預り、造ラ保証シ合軍事高
素船ニテ兌換セル金銀豆ニ日銀券及毛號表示補助通貨ノ合
計ハ前記五ノラ額ユルヲ得ス

、左記ノ事務證書ノ持鐵ラ許可スベシ

、内地駅舎、臺灣、靖東州及北支ニナ銀行レタル日本

政府郵政局金通帳（日本圓表示ノモノ）

、商易保険證書及内地保険證書ノ銀行セル證書、

、内地金銀券ノ銀行セル銀行預金通帳

、陸海軍野戰軍後財金通帳

、日本圓支拂金銀形（圓銀壹ニ式シ社支正金銀行力甲國
ヨリ引物ケル那人ニ到シ銀行セルモノ一但シ一八ニツキ右

送金手形ノ金銀ト日銀券、現金預り證及公債トノ合計ハ前
記五ノノ限及ラ額ハナルコト

、引物者ハ空頭及個人所持品ニシテ本人ノミ償還アルモノラ
持物ノコトグリ半バ因シ各月の猶刀ニテ時ニ運ビ得ル事ニ限

、本號及支拂金銀形ノ通貨、本號及支拂金銀形ノ通貨

四

(A) 各人宛保証ト引換ニ左記ノモノヲ保証スベシ
(B) 前(A)ノ限度ヲ越ユル一切ノ通貿、現金預り證、送金手形、
日本政府公債

(C) 金銀又ハ日銀地金或ハ乙等ノモノノ合金地金
(D) 小切手、手形、爲替手形、有價證券、約束手形、支拂券書、
送金手形又ハソノ他ノ金銀證券(1)ニモ

ノヲ除ク

(E) 借り主状、代理權又ハソノ他日本國國又ハ國外ニ於ケル金融
或ハ財產取引ラ箇ラスベ千種法又ハ指圖

(F) 真ノ他石ニ列挙シ居ラザル一切ノ債権證書又ハ財產所有證

(G) 美術品又ハ所有者以外ノ者ニ債権アル物品ノ或ハ前記之、
ノ既成ラ威ユル所持品

(H) 以上列舉セルモノヲ保証シ苟若即ノ指示ヲ特ツベシ

(一) 海外ヨリノ引揚車人ニ對シ左記物品ノ持歸ラ許可スハシ
(二) 軍籍表者ヲ動機記録、昇進、審判、勳章、懲治、手書、証言
ニ備スル事務書類反ビ車八車屬ノ最終記録、復員證作成ニ必要ナル公文書、人員ニ備スル取締規則及ヒ手續ニ要スル書類
モ亦右ニ該當ス
(三) 軍ノ備品及七裝備、兵力、指揮官ノ獎助ニ備スル各表及ヒ名簿
薄類
(四) 衛生規則、病院記録及ヒ患者名簿
(五) 軍法會議議事録、拘留、禁錮記録及ヒ未決懲業ノ懲逃
(六) 車產日錄、豫算案、領收書、支出證、經然タル軍需係支出計算書
(七) 復員及ヒ歸還規則書
(八) 各地域別日本國民人口調查表
(九) 死没車人車屬ニ備スル次算ニ必要ナル公文書
(十) 行方不明者及ヒ脱走者名簿
(十一) 官印
(十二) (1) ノヨリ二ノ付ノ(1)ノ(2)ニ備ケラレタル書類ハ乘船

港及ヒ上陸港ニ於テ領事官憲ノ檢閱ラ受クハシ復讐完了後右書
類ハ同地區ノ聯合軍持陣官ノ指名セル者ハ之ヲ保証シ引揚船ニ
乗船スハシ石晉類ノ保証者ハ上陸港ノ領事官憲ニ持シ石晉類ラ
帝國政府監理下ニ引渡スハク最後的認可ラ受ケルタメソノ信任
状及ヒ乘船權ノ出港許可證ラ先示スハシ前記二(4)項ニ掲ケラ
レタル項日本政治的等項ト解釋セラレヌ依ツナ地方聯合軍持陣
官公必要ト認メラル文書ヲ保証シル特權ヲ當保ス

三、日本支那政府ハ歸國朝鮮人、中國人、臺灣人及琉球人三對シ
五、一八三ツキ一二〇〇〇圓ラ過工サル日銀券ノ持歸リラ許可スハ

B、朝鮮人及七中國人ニ計シテハ石日銀券ノ外

- (1) 威侵預金通帳並ニ日本及ヒ外場先ニ於ケル金庫帳面ノ發行セ
ル銀行預金通帳
- (2) 日本内地金庫帳面ノ發行セル日本ニ於テ又拂可能ナル小切手
手形及預金證書
ノ持歸フ許可スハシ

- C、前記引換者ニ對シ衣服及本人ニトリテノミ價値ヲ有スル個人
的所有物ノ持臨ラ許可スハシ但石ハ各目一回ニテ運搬可能ナル
範圍ニ限ル
- D、(1)各國者ヨリ保証證書引換ニ左記物件ヲ保証スベシ
 (2)車三、五項ニ規定セラレタル額ヲ超ユル一切ノ通貨及日銀券
 (3)金、銀、白金地金或ハ同上ノ合金地金
 (4)小切手、手形、馬番手形、有價證券、鴉片手形、支拂指定書、該者手形又ハ其ノ他ノ金融證券ヘ但ニ、(5)項ニ指示
 セルモノヲ除ク
 (6)委任狀代權又ハ其ノ他ハ日本國内及ヒ國外ニ於ケル金
 融取ハ財產或引ラ未スハキ授權又ハ指圖書
 (7)石ニ列セラレタルモノ以外ノ一切ノ貴重證書、又ハ財
 產所有證書(通シ三、(8)項ニ掲ケラレタルモノラ除ク)
 (9)美術品及ヒ所有者以外ノモノニトリテモ價値ヲ有スルモ
 ハ、又ハ前記云し項ノ規定ラ超ユル個人的所所有品
 (10)以上列セル物件ヲ保証シ司令部ノ指示ヲ俟ツハシ

附屬 第七

丁 日本人、朝鮮國流ノ件
A、日本人、朝鮮國流事請ハ總合華義高司令部ニ於テ日本及朝鮮
古鏡任務行便ニ施用必要ナル處直ト認メラレザル限リ其ノ據流
ハ許可立ガル方針ナリ
B、日本人個人、私用、爲文ハ日本人教濟及扶助ノ目的シ以テ
セントスル者ハ前記古鏡任務上最必要事項トハ認メラレス

附屬第八

指令ニヨリ無效トナリタル覺書

聯合軍最高司令部、日本帝國政府宛下記ノ覺書「ラヂオ」並ニ本文ニ於テ省略セル。指令ハ本指令ニ依リ代直セラレタルモノトス。

覺書 A G 三七〇 ○五（一九四五年十月二日） G C

一九四五年十月二日附件名、日本入ノ引揚ニ歸スル件

覺書 A G 三一二、三（一九四五年十月四日） G C

一九四五年十月四日附件名、諸外國トノ通信傳達経路ニ歸スル件

覺書 A G ○九一、三一（一九四五年十月十二日） E 88

第二章及第三章參照、一九四五年十月十二日附件名、輸出及輸入

取締ニ歸スル補助訓令ニ歸スル件

覺書 A G 三七〇 ○五（一九四五年十月十四日） G C

一九四五年十月十四日附件名、日本入ノ沖縄ヨリノ引揚一件

覺書 A G ○九一（一九四五年十月十六日） G C

一九四五年十月十六日附件名、占領地ニ於ケル日本人引揚ニ歸スル一枚方針

覺書 A G 七二〇（一九四五年十一月二十日） P 五

一九四五年十月二十日附件名、下船地ニ於ケル醫科及衛生處置並

三港衛生二號文九件

AG 三三（一九四五年十月三十日）郵 88 / F I

一九四五年十月二十七日附件名、歸還日本陸軍軍人ニ依リ持歸リ

タル資產三號文九件

AG 三七〇、〇五（一九四五年十一月六日）郵 88 / F I

一九四五年十二月八日附件名、日本ニ寄港セル朝鮮大引揚者ニ關

タル追加命令

AG 三七〇、〇五（一九四五年十月八日）郵 C

一九四五年十二月八日附件名、引揚受入事務所三號文九件

AG 三七〇、〇五（一九四五年十二月十七日）郵 C

一九四五年十二月十七日附件名、日本ニ於ける引揚者蔓入應對ニ關

タル件

AG 三七〇、〇五（一九四五年十二月十七日）郵 C

一九四五年十二月十七日附件名、非日本民又日本由リ、引揚ニ關

タル件

AG 三七〇、〇五（一九四五年十二月十七日）郵 C

一九四五年十二月十七日附件名、非日本民又日本由リ、引揚ニ關

タル件

AG 三七〇、〇五（一九四五年十二月十七日）郵 C

一九四五年十二月十七日附件名、非日本民又日本由リ、引揚ニ關

タル件

一九四五年十二月十七日附件名、非日本民又日本由リ、引揚ニ關

タル件

一九四五年十二月十三日附件名、非日本人ノ日本ヨリノ引揚ニ開

覺書スル件 G ○ (一九四五年十二月十四日附件名、木船ニ依リ引揚ケタル引揚者二

對覺書上 G 三七年十二月十六日附件名、S T 三依ル朝鮮人及支那人)

引揚書上 G 三七年十二月十七日 G ○

一九四五年十二月二十一日附件名、臺灣人ノ引揚ニ歸スル件

一九四五年十二月二十二日附件名、南朝渡航許可申請ニ歸スル件

一九四五年十二月二十三日 G ○

返還ニ付スル件 G ○ (一九四五年十二月二十三日附件名、海外ヨリ引揚記録ノ所持セル

一九四五年十二月二十三日 G ○

龍美天島三鶴存セル者ノ日本

一九四六年二月二日附件名，输出输入单编二函又此追加指令